

# 幌加内町 特定事業主行動計画

平成 27 年度～平成 31 年度  
(平成 28 年 3 月改定)



幌 加 内 町

# I 総論

## 1 目的

本町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、平成 17 年度より「幌加内町特定事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援対策を推進してきました。

しかし、日々子どもと子育てをめぐる社会的環境が変化する中、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする関連 3 法が成立し、次世代育成支援対策推進法においても法の一部改正により 10 年間延期されたことを受け、本町においても平成 27 年 3 月に次世代育成支援行動計画を含めた「幌加内町子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

また、これらの基本方針や計画に加え、さらに平成 27 年 8 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の基本方針により、新たに女性の活躍を推進する取組み（女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画）についても併せて本計画で推進することと致しました。

上記を踏まえ、職員が安心して子育てできる環境づくりを計画的かつ着実に推進し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、本計画を策定します。

## 2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

※ ただし、女性活躍推進法に基づく事項については、平成 28 年 4 月からの 5 年間とする。

## 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策及び女性職員の活躍を推進するために、総務課庶務係を推進窓口とし、職員に対し情報や取組状況等を発信します。
- ② 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を適切に実施します。
- ③ 本計画を職場全体で取組むために、職員の実情を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

## Ⅱ 具体的な内容

### 1 勤務環境の整備に関する事項

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。また、周囲の特定の職員に負担のかかることのないよう配慮します。
- ③ 妊娠中の職員に対し、原則として超過勤務を命じないこととします。

#### (2) 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

- ① 配偶者出産休暇等の取得促進についての周知徹底を図ります。
- ② 特別休暇等の取得を促進するとともに、休暇等の取得について職場における理解が得られるための環境づくりを行います。

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業等の周知

- ① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業・育児短時間勤務及び育児時間等の取得促進について周知を図ります。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行います。

##### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業等の取得の申出があった場合、事例ごとに当該課（局）において業務分担の見直しを行います。
- ② 職員に対し、育児休業等の制度の趣旨を周知し、職場の意識改革を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成を図ります。

##### ウ 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、必要に応じて業務の状況等について連絡を取り合い、職場復帰への不安を軽減するとともに、育児休業者が気軽に職場を訪問できる雰囲気醸成を図ります。

## エ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- 課（局）内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度等の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

## ◎ 以上の取り組みを通じて育児休業等取得率を男性 10%以上、女性 90%以上にする。 【目標年度 平成 32 年度】

### (4) 超過勤務の縮減

#### ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の超過勤務の制限

- 小学校の就学始期に達するまでの子どものいる職員へ超過勤務を制限できる制度について周知を図ります。

#### イ 定時退庁（ノー残業デー）への取組

- ① 全庁的な定時退庁日を設け、電子掲示板等を活用し職員へ周知を図るとともに、管理職が定時退庁を率先して行うよう徹底します。
- ② 定時退庁ができない職員が多い課（局）を把握し、管理職会議等において、管理職への意識啓発等を行います。

#### ウ 業務の見直し

- ① 新規業務等を実施する場合は、目的、効果、必要性等について十分検討するとともに、既存業務の重要性・緊急性について精査し、代替的に廃止又は簡素化に努めます。
- ② 定期的な打合せを通して、目的やスケジュール等について職員間で共有し、計画的・効率的な業務遂行を図ります。
- ③ 特定の職員に超過勤務等が集中しないよう、必要に応じて業務分担や人員配置の見直しを検討します。

#### エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務縮減のための取組の重要性について、管理職を含む全職員へ意識啓発を図ります。
- ② 超過勤務時間の上限の目安時間を 1 年につき 360 時間とし、安易に超過勤務が行われることのないよう注意喚起します。

## オ その他

- 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等、健康面における指導の徹底及び配慮を充実させます。

◎ 以上の取り組みを通じて平均超過勤務時間を平成 26 年度実績 68 時間より 10%以上減少させ、60 時間にする。 【目標年度 平成 32 年度】

## (5) 休暇取得の促進

### ア 年次休暇の取得促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図ります。
- ② 各課（局）において、部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得促進を図ります。
- ③ 子育てや家族のための休暇（子どもの学校行事や家庭サービス等）の取得促進を図ります。
- ④ 職員が気兼ねなく年次休暇の取得が出来るよう、業務等の相互応援や業務情報の共有化を図ります。

### イ 連続休暇の取得促進

- ① 夏季休暇やゴールデンウィーク期間の前後における年次休暇の取得や、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた休暇の取得により、連続休暇の取得促進を図ります。
- ② 子どもの春休み・夏休み・冬休みに合わせ、連続休暇が取得できるような職場環境の醸成を図ります。

### ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して 100%取得できる職場環境の醸成を図ります。

◎ 以上の取り組みを通じて年次休暇の平均取得率を平成 26 年度実績 28%より 12%以上引き上げ 4 割以上にする。 【目標年度 平成 32 年度】

(6) **職場優先の環境や性別役割分担意識等の是正のための取組**

- ① 家庭(家族)よりも職場を優先させる環境や固定的な性別による役割分担意識等をなくすよう職場環境の醸成を図ります。
- ② セクシャルハラスメント防止のための意識啓発を図ります。

(7) **女性職員の活躍推進に向けた取組**

**ア 女性職員を対象とした取組**

- ① 管理監督者に必要なマネジメント能力等の研修及び女性職員向けのセミナーへの派遣を行い、女性職員のキャリア形成を支援します。
- ② 女性職員が能力を十分に発揮できるよう、ライフイベントを踏まえた昇任選考や人事異動に配慮します。

**イ 管理職員による取組**

- ① 管理職員に対する女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発を図ります。
- ② 職場における性別分担作業にとらわれない役割分担や多様な活躍の場を提供します。

**◎ 以上の取り組みを通じて管理職にあたる職員に占める女性の割合を平成27年度の実績15%より5%以上引き上げ2割以上とする。**

**【目標年度 平成32年度】**

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

- 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切・丁寧な対応を心がけ、ソフト面でのバリアフリーの取組みを促進します。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

#### ア 子ども・子育てに関する体験活動等の支援

- 地域において、子どもの健全育成・地域貢献活動等に職員が積極的に参加できるよう配慮します。

#### イ 子どもの体験活動等の支援

- 子どもの多様な体験活動等の機会充実に図るため、幼児・児童・生徒の施設見学を積極的に受け入れます。
- ② 子どもが参加する地域の行事・活動に施設や敷地を提供するとともに、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な派遣・参加に取り組めます。

#### ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- 子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を図るとともに、公務で自動車を運転する者に対し、安全運転の注意喚起を行います。

#### エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、交通安全活動等への職員の積極的な参加を支援します。

#### オ 子どもと触れ合う機会の充実

- 職員の子どもと触れ合う機会を充実させ、レクリエーション活動等に子どもを含めた家族が参加できるよう配慮します。

幌 加 内 町  
幌 加 内 町 議 会  
幌 加 内 町 教 育 委 員 会  
幌 加 内 町 選 挙 管 理 委 員 会  
幌 加 内 町 監 査 委 員  
幌 加 内 町 農 業 委 員 会